建設業者監督処分一覧表

〔令和７年度〕

	許 可 番 号	建　設　業　者　名	処分の内容	処分年月日
1	胆第04871号	有限会社大空電気	許可取消	令和７年(2025年)４月８日
2	石第22150号	株式会社黒田工業	許可取消	令和７年(2025年)４月８日
3	オ第02387号	株式会社福地工業	指示	令和７年(2025年)４月18日
4	石第22422号	株式会社シグナル	営業停止 指示	令和７年(2025年)４月25日
5	なし	株式会社西山電光社	営業停止	令和７年(2025年)４月25日
6	石第14533号	株式会社脇坂工務店	指示	令和７年(2025年)４月25日
7	石第05162号	北海建設株式会社	指示	令和７年(2025年)６月12日
8	石第02718号	株式会社丸惣佐藤組	指示	令和７年(2025年)６月17日
9	オ第03116号	株式会社フナキ	指示	令和７年(2025年)７月11日
10	なし	株式会社渡商	営業停止	令和７年(2025年)７月12日
11	オ第03363号	株式会社鈴木住設工業	許可取消	令和７年(2025年)７月17日
12	十第03750号	水戸建設工業株式会社	許可取消	令和７年(2025年)８月14日
13	オ第00811号	有限会社大槻組	指示	令和７年(2025年)８月29日
14	オ第00499号	岡本建設株式会社	指示	令和７年(2025年)８月29日
15	石第03251号	白陽電設株式会社	営業停止	令和７年(2025年)９月22日
16	根第00787号	ターフエナジー株式会社	営業停止	令和７年(2025年)９月24日
17	石第06316号	大和技建株式会社	営業停止	令和７年(2025年)10月１日
18	石第22718号	有限会社高橋機設工業	許可取消	令和７年(2025年)10月27日
19	十第03519号	株式会社パセオ	指示	令和７年(2025年)10月31日
20	留第00341号	株式会社前田建設	指示	令和７年(2025年)12月24日

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道胆振総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社　大空電気	代表者氏名	大森　敏宏
主たる営業所の所在地	北海道苫小牧市拓勇東町２丁目18番23号		
許可番号	北海道知事許可 （般－2）胆　第4871号	許可を受けている建設業の種類	電気工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和7年（2025年）4月8日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号（第8条第8号及び12号該当）		
処分の内容 建設業法第29条第１項に基づく許可の取消			
処分の原因となった事実	刑法208条(暴行罪)に基づく罰金刑		
有限会社大空電気の代表取締役は、令和5年（2023年）6月3日付けで刑法第208条に基づく罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当していたことが判明した。このことは、建設業法第29条第１項第２号に該当するものである。			
その他参考となる事項			

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社黒田工業	代表者氏名	黒田　広二
主たる営業所の所在地	札幌市中央区北３条東 12 丁目 99－２－1307		
許可番号	北海道知事許可 （般－２）石 第 22150 号	許可を受けている建設業の種類	大工工事業　とび・土工工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業　鉄筋工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和７年(2025 年)４月８日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第 29 条第１項第２号（第８条第８号及び第 12 号該当）		
処分の内容 建設業法第 29 条第１項第２号に基づく許可の取消処分			
処分の原因となった事実		建設業法違反	
株式会社黒田工業の取締役は、建設業法第８条第８号及び第 12 号に規定する欠格事由に該当することが判明した。 このことは、建設業法第 29 条第１項第２号に該当するものである。			
その他参考となる事項	身分事項の照会		

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道オホーツク総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社福地工業	代表者氏名	福地　貴弘
主たる営業所の所在地	北見市西三輪４丁目 712 番地		
許可番号	北海道知事許可 (般-０３)オ第０２３８７号	許可を受けている建設業の種類	建築工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和７年(２０２５年)４月１８日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（同条同項第３号該当）		

処分の内容
　建設業法第２８条第１項に基づく指示処分
　今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他の関係法令を遵守し、再発防止に努め、工事現場における安全管理体制のより一層の整備、強化を行うこと。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

　株式会社福地工業は令和６年７月24日、事業場内において、金属をアーク溶接する作業を行わせていた労働者２名に対し、有効な呼吸用保護具を使用させていなかった。
このことにより、労働安全衛生法第２２条第１号、粉じん障害防止規則第27条第1項違反で法人に対し、罰金２０万円（令和７年３月７日）、代表者に対し、罰金２０万円（令和７年３月８日）の判決を受け、刑が確定した。このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社シグナル	代表者氏名	赤沼　泰弘
主たる営業所の所在地	札幌市西区西町北14丁目２－12		
許可番号	北海道知事許可 （般－３）石 第22422号	許可を受けている建設業の種類	電気工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和７年(2025年)４月25日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第３項（第28条第１項第２号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第３項に基づく営業停止処分

営業停止期間：令和７年５月７日から令和７年５月13日までの７日間

営業停止範囲：地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社シグナルが管工事業の許可を有しないにもかかわらず、リース業者発注のエアコン設備工事を52,500千円（消費税抜き）で受注した。

このことは、建設業法第28条第１項第２号に該当するものである。

その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第29条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。営業禁止の期間及び範囲は、営業停止処分と同一。

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社シグナル	代表者氏名	赤沼　泰弘
主たる営業所の所在地	札幌市西区西町北14丁目２－12		
許可番号	北海道知事許可 （般－３）石 第22422号	許可を受けている建設業の種類	電気工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和７年(2025年)４月25日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第１項（第28条第１項第６号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第１項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、その他関係法令を遵守し、再発防止に努め、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社シグナルは建設業の許可を有さない株式会社西山電光社より工場電気設備工事を17,000千円（消費税抜き）で下請受注した。

このことは、建設業法第28条第１項第６号に該当するものである。

その他参考となる事項	経営事項審査において発覚

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社西山電光社	代表者氏名	西山　貴之
主たる営業所の所在地	札幌市西区八軒三条東二丁目1番25号		
許可番号	建設業の許可無し	許可を受けている建設業の種類	

2　処分に関する事項

処分年月日	令和7年(2025年)4月25日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（第28条第2項第2号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分

営業停止期間：令和7年5月7日から令和7年5月13日までの7日間

営業停止範囲：地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社西山電光社が建設業の許可を有しないにもかかわらず、株式会社脇坂工務店より工場電気設備工事を19,070千円（消費税抜き）で下請受注した。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当するものである。

その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。営業禁止の期間及び範囲は、営業停止処分と同一。

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社脇坂工務店	代表者氏名	脇坂　肇
主たる営業所の所在地	札幌市東区北二十一条東一丁目４番24号		
許可番号	北海道知事許可 （特－２）石 第14533号	許可を受けている建設業の種類	建築工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和７年(2025年)４月25日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第１項（第28条第１項第６号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第１項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、その他関係法令を遵守し、再発防止に努め、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社脇坂工務店が建設業の許可を有さない株式会社西山電光社に対し新築電気設備工事を19,070千円（消費税抜き）で下請発注した。

このことは、建設業法第28条第１項第６号に該当するものである。

その他参考となる事項	株式会社シグナルの経営事項審査において発覚

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	北海建設株式会社	代表者氏名	髙瀬　美樹
主たる営業所の所在地	札幌市中央区南３条西５丁目１－１		
許可番号	北海道知事許可 （特－５）石 第5162号	許可を受けている建設業の種類	建築工事業　大工工事業 左官工事業　とび・土工工事業 石工事業　屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業　鉄筋工事業 板金工事業　ガラス工事業 塗装工事業　防水工事業 内装仕上工事業　熱絶縁工事業 建具工事業　解体工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和７年(2025年)６月12日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第１項（第28条第１項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第１項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、再発防止に努め、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

北海建設株式会社は、令和６年８月５日、地方独立行政法人北海道立総合研究機構工業試験場研究棟ほかアスベスト除去工事現場において、注文者として請負人の労働者に、地上から高さ2.2メートルのステージ足場を使用させるにあたり、開口部の周囲に墜落防止措置を講じていなかったもの。

このことにより、労働安全衛生法違反で札幌簡易裁判所にて罰金刑に処せられ、刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第１項第３号に該当するものである。

その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社丸惣佐藤組	代表者氏名	大久保　一彦
主たる営業所の所在地	札幌市中央区北15条西15丁目５－５		
許可番号	北海道知事許可 （特－５）石 第2718号	許可を受けている建設業の種類	建築工事業　大工工事業 内装仕上工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和７年(2025年)６月17日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第１項（第28条第１項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第１項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、再発防止に努め、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

株式会社丸惣佐藤組は、令和４年７月 11 日、物流センター新築工事（建築工事）現場において、型わく支保工を組み立てるときに、組立図による組み立てを行わず、また、高さ3.5メートルを超えるパイプサポートを支柱として用いる型わく支保工について、高さ２メートル以内ごとに水平つなぎ２方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止しなければならないのにこれを行わなかったこと。

なお、本件に関し、型わく支保工が倒壊し、関係請負人の労働者７名が負傷した。

このことにより、株式会社丸惣佐藤組が労働安全衛生法違反で札幌簡易裁判所にて罰金刑に処せられ、刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第１項第３号に該当するものである。

その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道オホーツク総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社フナキ	代表者氏名	船木　幸彦
主たる営業所の所在地	網走郡大空町女満別公園１丁目４番12号		
許可番号	北海道知事許可 （般-０５）オ第０３１１６号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび･土工工事業、舗装工事業、解体工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和７年（２０２５年）７月１１日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（同条同項第３号該当）		

処分の内容
　建設業法第２８条第１項に基づく指示処分
　今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、労働災害事故の再発防止に努め、建設業法、労働安全衛生法、その他の関係法令を遵守し、工事現場における安全管理体制のより一層の整備、強化を行うこと。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

　令和6年12月16日、北海道網走郡大空町の林業現場において、伐木の作業を行っていた際、伐倒しようとする立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に他の労働者を立ち入らせたもの。その結果、伐倒木が当該労働者に激突して死亡したことから、労働安全衛生法第21条第１号、労働安全衛生規則第481条第2項違反で法人及び代表者に対し、それぞれ罰金２０万円（令和７年５月３０日）の判決を受け、刑が確定した。このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社渡商	代表者氏名	櫛引　英男
主たる営業所の所在地	札幌市北区新琴似七条十三丁目5番13号		
許可番号	建設業の許可無し	許可を受けている建設業の種類	

2　処分に関する事項

処分年月日	令和7年(2025年)7月12日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（第28条第2項第2号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分

営業停止期間：令和7年7月24日から令和7年7月30日までの7日間

営業停止範囲：地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社渡商が建設業の許可を有しないにもかかわらず、令和5年6月8日に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部発注の「K棟屋上エアコン室外機取替業務（北海道職業能力開発大学校）」を契約額9,680千円で受注した。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当するものである。

その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。営業禁止の期間及び範囲は、営業停止処分と同一。

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道オホーツク総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社鈴木住設工業	代表者氏名	鈴木　幸雄
主たる営業所の所在地	北見市若葉町３丁目５番８号		
許可番号	北海道知事許可 （般-０５）オ第０３３６３号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび･土工工事業、管工事業、水道施設工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和７年（２０２５年）７月１７日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第29条第１項第２号（第８条第８号及び第12号該当）		
処分の内容 建設業法第29条第１項第２号に基づく許可の取消処分			
処分の原因となった事実	建設業法違反 当該建設業者の取締役は、建設業法第８条第８号及び第12号に規定する欠格事由に該当することが判明した。 このことは、建設業法第29条第１項第２号に該当するものである。		
その他参考となる事項	身分事項の照会		

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　北海道十勝総合振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	水戸建設工業株式会社	代表者氏名	水戸　一人
主たる営業所の所在地	帯広市西12条北４丁目１－27		
許可番号	北海道知事許可 （般－２）十 第3750号	許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和７年(2025年)８月１４日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第29条第１項第２号（第８条第８号及び第12号該当）		
処分の内容 建設業法第29条第１項第２号に基づく許可の取消処分			
処分の原因となった事実		建設業法違反	
水戸建設工業株式会社の取締役は、建設業法第８条第８号及び第12号に規定する欠格事由に該当することが判明した。 このことは、建設業法第29条第１項第２号に該当するものである。			
その他参考となる事項	身分事項の照会		

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道オホーツク総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社大槻組	代表者氏名	北野　雅和
主たる営業所の所在地	北見市北光 451 番地 1		
許可番号	北海道知事許可（般－03）オ第00811号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、解体工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和７年(２０２５年)８月２９日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（同条同項第２号該当）		

処分の内容
　建設業法第２８条第１項に基づく指示処分
　今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、再発防止に努め、建設業法、その他の関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

　当該建設業者は、北海道発注の工事で、１次下請負人であったが、その請け負った建設工事を個人事業主（一人親方）に請け負わせたにも関わらず、発注者から直接その工事を請け負った元請業者に対し、自社の作業員として報告した。このことは、建設業法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	匿名による通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道オホーツク総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	岡本建設株式会社	代表者氏名	岡本　郷
主たる営業所の所在地	北見市無加川町４０４－７		
許可番号	北海道知事許可（般・特－04）オ第00499号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業、解体工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和７年(２０２５年)８月２９日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（同条同項第２号該当）		

処分の内容
　建設業法第２８条第１項に基づく指示処分
　今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、再発防止に努め、建設業法、その他の関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

　当該建設業者は、北海道発注の工事において元請人であったが、１次下請負人が、その請け負った建設工事を個人事業主（一人親方）に請け負わせたにも関わらず、１次下請負人の作業員として施工体制台帳に記載されていたことに気づかないまま、施工体制台帳等を発注者に提出した。このことは、建設業法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	匿名による通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	白陽電設株式会社	代表者氏名	小寺　浩樹
主たる営業所の所在地	札幌市東区北21条東16丁目１－３		
許可番号	北海道知事許可 （般－６）石 第3251号	許可を受けている建設業の種類	電気工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和７年(2025年)９月22日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第３項（第28条第１項第２号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第３項に基づく営業停止処分

営業停止期間：令和７年10月２日から令和７年10月８日までの７日間

営業停止範囲：地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止

処分の原因となった事実	建設業法違反

白陽電設株式会社が管工事業の建設業許可を有しないにもかかわらず、一般財団法人札幌市住宅管理公社発注の「丘珠小学校ほか９校保健室エアコン設置工事」（税抜7,098千円）を受注した。

このことは、建設業法第28条第１項第２号に該当するものである。

その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第29条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。営業禁止の期間及び範囲は、営業停止処分と同一。

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道根室振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	ターフエナジー株式会社	代表者氏名	本田　カオリ
主たる営業所の所在地	野付郡別海町西春別駅前錦町 74 番地		
許可番号	北海道知事許可（般－5）根第 787 号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和７年(2025 年)９月２４日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第 28 条第３項（第 28 条第１項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第 28 条第３項に基づく営業停止処分

営業停止期間：令和７年１０月８日から令和７年１０月１０日までの３日間

営業停止範囲：地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止

処分の原因となった事実	建設業法違反

ターフエナジー株式会社の元代表取締役は令和６年１１月６日、北海道釧路市の道路舗装工事現場において、運転中の貨物車に接触することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたことにより、当該労働者が後退した貨物車に轢かれて労働者１名が死亡した。このことにより、法人は労働安全衛生法違反で罰金 20 万円、法人の元代表取締役は労働安全衛生法違反及び過失運転致死罪で禁固１年（執行猶予３年）の判決を受け、令和７年５月 30 日に刑が確定した。

このことは、建設業法第 28 条第１項第３号に該当するものである。

その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第 29 条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。営業禁止の期間及び範囲は、営業停止処分と同一。

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	大和技建株式会社	代表者氏名	山角　浩一
主たる営業所の所在地	札幌市東区北26条東14丁目１－１		
許可番号	北海道知事許可 （特－４）石　第6316号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業　建築工事業 とび・土工工事業　屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 舗装工事業　内装仕上工事業 建具工事業　水道施設工事業 解体工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和７年(2025年)10月１日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第３項（第28条第１項第２号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第３項に基づく営業停止処分

営業停止期間：令和７年10月14日から令和７年10月20日までの７日間

営業停止範囲：地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止

処分の原因となった事実	建設業法違反

大和技建株式会社が管工事業の建設業許可を有しないにもかかわらず、建設業者発注の「社員寮エアコン設置寒冷地仕様に更新工事」（税抜13,500千円）を受注した。

このことは、建設業法第28条第１項第２号に該当するものである。

その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第29条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。営業禁止の期間及び範囲は、営業停止処分と同一。

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

<table>
<tr><td>商号又は名称</td><td colspan="2">有限会社高橋機設工業</td><td>代表者氏名</td><td>高橋　克美</td></tr>
<tr><td>主たる営業所の所在地</td><td colspan="4">札幌市東区東雁来７条１丁目 16 番６号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">許可番号</td><td>北海道知事許可
（般－４）石 第 22718 号</td><td rowspan="2">許可を受けている建設業の種類</td><td colspan="2">大工工事業　とび・土工工事業
管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事業　鉄筋工事業</td></tr>
<tr><td>北海道知事許可
（般－５）石 第 22718 号</td><td colspan="2">機械器具設置工事業</td></tr>
</table>

2　処分に関する事項

<table>
<tr><td>処分年月日</td><td>令和７年(2025 年)10 月 27 日</td><td>処分を行った者</td><td>北海道知事</td></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td colspan="3">建設業法第 29 条第１項第２号（第８条第７号及び第 12 号該当）</td></tr>
<tr><td colspan="4">処分の内容
建設業法第 29 条第１項第２号に基づく許可の取消処分</td></tr>
<tr><td colspan="2">処分の原因となった事実</td><td colspan="2">欠格事由該当</td></tr>
<tr><td colspan="4">有限会社高橋機設工業の代表取締役は、建設業法第８条第７号及び第 12 号に規定する欠格事由に該当することが判明した。
このことは、建設業法第 29 条第１項第２号に該当するものである。</td></tr>
<tr><td>その他参考となる事項</td><td colspan="3">業種追加申請に係る身分照会により発覚</td></tr>
</table>

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道十勝総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社パセオ	代表者氏名	星久保 吉正
主たる営業所の所在地	帯広市西１６条南６丁目１５番２１号		
許可番号	北海道知事許可 （般－６）十第０３５１９号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業 とび・土工業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和7年（2025年）10月31日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（第２８条第１項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示処分
役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、労働災害事故の再発防止に努め、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

株式会社パセオは、令和６年９月２日に清水町内工事現場において、地上から約４メートル掘削した溝の中で、労働者２名に配管の設置作業を行わせるに当たり、土止め支保工を設ける等の地山の崩壊を防止するための措置を講じなかったため、法面の土砂が崩壊して両者生き埋めになり、１名が死亡、外１名が負傷した。
このことにより、労働安全衛生法第２１条第２項及び労働安全衛生規則第534条第１号違反により、帯広簡易裁判所において同社が罰金刑に処せられ、令和７年８月２６日にその刑が確定した。
このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当するものである。

その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道留萌振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社　前田建設	代表者氏名	須川　廣明
主たる営業所の所在地	苫前郡初山別村字初山別９８番地３		
許可番号	北海道知事許可 （般－７）留第００３４１号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業、建築工事業、 とび・土工工事業、 管工事業、水道施設工事業、 解体工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和７年（2025年）12月24日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第１項（第28条第１項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第１項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、労働災害事故の再発防止に努め、工事現場における安全管理体制のより一層の整備、強化を行うこと。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

株式会社前田建設は、令和６年９月30日、苫前郡初山別村字有明１６１６番地の有明６線横断管改修工事現場において、ショベルカーを操縦中に、前方にいた作業員をショベルのバケットと振動ローラーとの間に挟み、その作業員が死亡する事故を発生させた。

その際、運転中のショベルカーに接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に作業員が立ち入ることについて、禁止を表示することやその他の方法により立ち入りを禁止することを行わず、労働者の危険を防止するための必要な措置を講じなかった。

これは、労働安全衛生法第20条第１号の規定に違反しており、留萌簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、令和７年９月27日に刑が確定した。

このことは、建設業法28条第１項第３号に該当するものである。

その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報